

令和 2 年 10 月 9 日
総合政策局（公共交通・物流政策審議官部門）
モビリティサービス推進課

「公共交通機関のリアルタイム混雑情報提供システムの導入・普及に向けたガイドライン（バス編）」を策定しました！ ～バスにおける混雑情報の提供の普及を図ります～

利用者がより自主的に、正しく混雑を回避して公共交通機関を利用するよう行動変容を促すためには、利用者側の判断に必要となる混雑に関する情報を積極的に提供していくことが重要であることから、リアルタイムな混雑情報の提供に取り組もうとするバス事業者が留意すべき事項を整理したガイドラインを策定しました。

今年 7 月に設置した「公共交通機関のリアルタイム混雑情報提供システムの導入・普及に向けたあり方検討会」において、「公共交通機関のリアルタイム混雑情報提供システムの導入・普及に向けたガイドライン（バス編）」をとりまとめました。

新型コロナウイルスの感染拡大防止を図りつつ、安心・安全に公共交通機関を利用してもらうためには、感染拡大予防ガイドラインや、新しい生活様式の内容に沿って行動していくことが基本となります。利用者がより自主的に、正しく混雑を回避して公共交通機関を利用するよう行動変容を促すためには、利用者側の判断に必要となる混雑に関する情報を積極的に提供していくことが重要であることから、リアルタイムな混雑情報の提供に取り組もうとするバス事業者が留意すべき事項を整理したガイドラインを策定しました。

このガイドラインにより、リアルタイムな混雑情報の提供の普及とともに、利用者の行動変容の促進を図ってまいります。

※「公共交通機関のリアルタイム混雑情報提供システムの導入・普及に向けたあり方検討会」の HP はこちら⇒https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000135.html

〈お問い合わせ先〉

総合政策局（公共交通・物流政策審議官部門）モビリティサービス推進課 大山、井上
TEL：(03) 5253-8111（内線 54906、54902）、(03) 5253-8980（直通）
FAX：(03) 5253-1513